

一般財団法人 千葉県剣道連盟倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人千葉県剣道連盟(以下「千剣連」という。)の評議員、役員等、専門委員及び職員(以下「役職員等」という。)並びに千剣連登録会員等が、「一般財団法人千葉県剣道連盟及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践することにより、千剣連の目的、事業執行の公正さに対する社会の疑惑や不安を招くような行為の防止を図り、もって千剣連に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程の対象となる者の定義は次のとおりとする。

- ① 評議員とは定款第14条に規定する評議員をいう。
- ② 役員等とは定款第26条に規定する理事・監事、定款第42条に規定する顧問・相談役、定款第43条に規定する参与、定款第44条に規定する審議員、定款第45条に規定する名誉会長をいう。
- ③ 専門委員とは定款第41条に規定する専門委員をいう。
- ④ 職員とは定款第50条に規定する事務局職員をいう。
- ⑤ 千剣連登録会員等とは定款第5条に規定する加盟団体に会員登録している者等をいう。

(基本的責務)

第3条 役職員等及び千剣連登録会員等は、定款第3条に規定する「目的」を達成するため、千剣連の関係規程等を厳格に遵守することはもとより、高邁な倫理観を持ち、社会規範に反することのないよう行動しなければならない。

- 2 「一般財団法人千葉県剣道連盟及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解し、実践すること。

(遵守事項)

第4条 役職員等及び千剣連登録会員等は、暴力、各種ハラスメント(セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等)、差別、試合・審査の不正操作、ドーピング等の薬物乱用などの違法行為や、剣道、居合道、杖道の健全性及び高潔性を損ねるような行為を絶対行ってはならない。

- 2 役職員等及び千剣連登録会員等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

- 3 役職員等及び千剣連登録会員等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- 4 役職員等及び千剣連登録会員等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
- 5 役職員等及び千剣連登録会員等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、千剣連の信頼を確保するよう責任ある行動をとらなければならない。
- 6 役職員等及び千剣連登録会員等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持ってはならない。

(倫理委員会の設置)

第5条 この規程の実効性を確保するため、検討すべき事案が生じた場合には千剣連に倫理委員会を設置する。

- 2 倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、別に定める。

(違反による役職員等の処分)

第6条 役職員等が、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められた場合は、専務理事(又は会長が委嘱した理事)は直ちに調査を開始し、その結果、違反する行為があったと認められる場合においては、以下の各号に定める方法により必要な措置をとるものとする。

- ① 評議員及び役員等の解任については、倫理委員会の意見を聴取したうえ、定款第14条及び第30条に基づき取り扱うものとする。
- ② 顧問・相談役、参与、審議員、名誉会長及び専門委員等の解任については、倫理委員会の意見を聴取したうえ、定款第46条で準用する第30条に基づき取り扱うものとする。
- ③ 職員等の処分は、「一般財団法人 千葉県剣道連盟事務局職員就業規則」に基づき取り扱うものとする。

(違反による千剣連登録会員等の処分等)

第7条 千剣連登録会員等によるこの規程に違反する行為については、以下の各号に定める方法により必要な措置をとるものとする。

- ① 千剣連登録会員等が、この規程に違反する行為を行ったおそれがある場合は、専務理事(又は会長が委嘱した理事)は直ちに調査を開始し、その結果を会長に報告する。会長は倫理委員会の意見を聴取したうえ、公益財団法人全日本剣道連盟(以下「全剣連」という。)の会長に対し、千剣連登録会員等の綱紀処分を求める申立をすることができる。

- ② 全剣連綱紀委員会が、千剣連に対し、千剣連登録会員等の綱紀処分等に関する報告を求めたときは、千剣連は速やかに必要事項を報告する。
 - ③ 全剣連会長が、千剣連登録会員等に対し、綱紀処分等の決定をしたときは、千剣連も当該千剣連登録会員等に対し、同等の処分等を決定したものとみなす。千剣連による処分等の効力は、全剣連による綱紀処分等の効力に準ずる。
- 2 前項第3号の千剣連による処分等とは、次のとおりとする。
- ① 千剣連登録会員等の資格の停止処分
 - ② 千剣連登録会員等の自主返上勧告処分
 - ③ 千剣連登録会員等の資格の返上処分(前号の処分を除く)
 - ④ 千剣連登録会員等の資格の除名処分
 - ⑤ 千剣連登録会員等の資格の復活決定
 - ⑥ 口頭又は文書による嚴重注意処分
 - ⑦ 前各号に付随し又は関連する処分

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。